2019年度50の典型的知的財産案件No.10	商標	油 业 有限公司、上海彬恒 贸 易有限公司侵害商 标 权 及不正当 竞争纠纷 案	IP FORWARD法律特許事務所	
	その他	深圳市卫邦科技有限公司与李坚毅、深圳市远程智 能设备有限公司专利权权属纠纷案 埃克森美学公司、美学石油有限公司与嘉兴市大众		元企業が専利権に関する技術開発活動を展開しているかどうか 権利者が専利権の研究開発過程等について合理的な説明を行うことが出来るか否か ※ このような発明は、元企業の職務発明と見なされる(専利法実施細則 第12条第1項(3))
2019年度50の典型的知的財産案件No.03	I Ama APTO	中 (2013) MUIO2次が14310万	カンタ (中国) 資易有限公司 住能(中国) 有限公司	利行度できる。 退職者が退職後1年以内に行った発明が、元企業で担当していた本来の職務に関連する発明(※)に属するか否かの 判断に関して、下記の基準を示した。 退職者が元企業で担当していた本来の職務または元企業から与えられた職務の具体的内容 専利権の具体的状況(技術分野、発明が解決する課題、目的、技術効果など)
その他	その他不正競	展 可特 5 刊 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	カシオ(中国)貿易有限公司	・ 本計、 無別
2019年度50の典型的知的財産案件No.04		黄岭 伟 与利尔化学股份有限公司 职务发 明人 奖 励、四川省高级人民法院(2018)川民再615号民事判	AGC(中国)投資有限公司上海分公司	・法律規定によって、服務発明者は事利奨励請求権と専利実施報酬請求権を有する。 ・奨励と報酬の方式と金額は約定可能か、目的は発明者の合法権益を保護するためであり、イノベーションを促進ることである。 ・従って、奨励を職務発明者に与えるのは発明者が所属する会社の法定義務であり、強制性を有する。当該義務を除する(当たる)ような行為は実施細則によって禁止される。 ・本件、職務報毎に関する明確な約定又は規定がないため、出願前に、会社が個人に与えたボーナスや株等は、職
最高人民法院知的財産案件年度報告 (2019)No.52	ソフトウェア	上诉人北京中易游网络科技有限公司与被上诉人北 京盛世里輝网络科技有限公司计算机软件开发合同 纠纷案 (2019) 最高法知民终433号	阿尔卑斯(中国)有限公司	最高人民法院は、ソフトウェア開発契約の履行において、委託者ニーズがより明確になり、契約双方の交流が更に まるにつれて、受託者が段階的に完成した状況、市場状況の客観的な変化、乃至取引コスト管理の観点から考えれ ば、ソフトウェアの内容と機能について調整または改善を行うことは通常であり、ソフトウェア開発者が契約上の 行期限を超えたことだけを理由に、安易に履行選延と判断することは適切ではないと指摘した。
最高人民法院知的財産案件年度報告 (2019)No.05	発明	上诉、深圳市吉祥腾达科技有限公司与被上诉人深圳敦駿科技有限公司、原审被告济南历下弘康电子产品经营部、济南历下吴威电子产品经营部侵害发明专利权纠纷案(以下简称"路由器"专利侵权纠纷案) (2019) 最高法知民終147号	北京天達共和法律事務所	ネットワーク通信分野方法の専利侵害判定については、被疑侵害行為者が、生産経営目的で、専利方法の実質的Pを被疑侵害製品に固定化し、該行為又は行為の結果が、専利請求項の技術特徴が全面カバーされるのに、代替できい実質的な作用を生じ、つまり、エンドユーザが正常に該被疑侵害製品を使用するとき自然に該専利方法過程を再できる場合、被疑侵害行為者は該専利方法を実施し、専利権者の権利を侵害したと認定しなければならない。
最高人民法院知的財産案件年度報告 (2019) No.16	実用新案	上诉人山东阳谷达盛管业有限公司、山东卓睿达盛管业有限公司与被上诉人顺方管业有限公司侵害实 用新亚专利权纠纷家 (2019)最高法知民终145号	日東電工(中国)有限公司	権利者が係争専利の無効の過程で請求項削除による民事侵害案件の中で権利主張の基礎となる請求項を自ら放棄 場合、その放棄行為を記載する行政決定の効力が最終的に確定されたかどうかに関わらず、放棄された請求項は巨 することができない。権利者は専利権侵害紛争で再び放棄した請求項を専利権の保護範囲に収めてはならない。権 者が専利権請求の範囲を主張する基礎が存在しないことを鑑みると、権利者の訴訟請求を直接判決で却下すること できる。
最高人民法院知的財産案件年度報告 (2019)No.20	行政・実用新 案	上诉人国家知识产权局、喀什博思光伏科技有限公司与被上诉人山东豪沃电气有限公司实用新型专利权无效行政纠纷案 (2019)最高法知行终32号	北京路浩国際特許事務所	進歩性の判断において発明の実際に解決する技術課題を確定する際、区別的技術的特徴が本願の技術案において実 する作用、機能、または効果などに基づいて適切に洗練するべきである。より上位的に概括してはいけない。それ に、区別的技術的特徴が実現する作用、機能、または技術的効果が発明の実際に解決する技術課題と等しいと簡単 認定してはいけない。 無効審判行政過程の中、請求項を主動的に放棄することによる専利権侵害訴訟への影響
2019年度10大知的別産条件No.08 2019年度50の典型的知的財産案件No.11	商標	19 地头市澄海区建发手袋工艺厂与迈克尔高司商贸 (上海)有限公司、迈可窓斯(瑞士)国际股份有 限公司、浙江银泰百货有限公司、北京京东世纪贸 易有限公司侵害商标权纠纷案	村田(中国) 耐資有限公司	使用効率について市場区がを明確にし、市場販事の環境を浄化し、関係の規範的な使用行為を強調した。 ・「逆混同(Reverse confusion)」 逆混同の認定基準を確認し、逆混同を認定する場合にも商標保護の強度がその顕著性、知名度と正比例するという 本原則に従うべきことを強調した。
2019年度10大知的財産案件No.08	意匠 商標	公司侵害外观设计专利权纠纷案 杭州莫丽斯科技有限公司、奥普家居股份有限公司 与浙江风尚建材股份有限公司、浙江现代新能源有 限公司、云南晋美环保科技有限公司、盛林君侵害 新旅权及不正当竞争纠纷案	迅销(中国)商貿有限公司	いだけである。」と判示した。 本件は有名プランドの保護を強化し、悪意の登録行為を抑制した典型事例である。 二審裁判は、誠実な競争を激し し、 ただ乗り行為を抑制することを指針として、 商標の知名度と顕著性に基づいて、 既存の法的手段を十分に利用 し、 有名プランドへの保護を強化し、 不誠実的なただ乗り行為を厳しく打撃する。 とともに、 双方の10数年にわた 使用紛争について市場区分を明確にし、市場競争の環境を浄化し、 商標の規範的な使用行為を強調した。
最高人民法院知的財産案件年度報告 (2019)No.07	商標	标权及不正当 竞争纠纷 案 再审申请人株式会社MTG与被申请人广州市白云 区圣洁美美等仪器厂、广州市圣洁美美容科技有限	林達劉グループ	類感が高まった。 この事件において、中国最高裁判所は「意匠権侵害の類否判断では、共通点と差異点とを含む視認可能な構成要すべて対比分析の範囲に含まれる。一方、構成要素の一部は、その特殊性のため、対比分析時に特に検討する必要あっても、それ以外の構成要素は、無視できるというわけではなく、単に全体の視覚効果に対する影響が比較的//
2019年度50の典型的知的財産案件No.06		和睦家医 疗 管理咨 询 (北京)有限公司与福州和睦 健妇产 医院、福州和睦佳 妇产 医院有限公司侵害商 最高人民法院(2018)最高法民再428号民事判决	万慧達知識産権	 ・商標が類似か否かの判断は、保護を求める登録商標の顕著性および知名度を考慮し、被告の主観意図及び商標係使用状況に合わせて判断しなければならない。 ・不正競争の認定について、特定的な地域に限定されず、関連公衆の認知度に基づいて判断すべきである。典型的な意義: ・人民法院は、医薬、衛生業界の商標駆けぬき登録、商標冒用、不正競争、虚偽宣伝等市場ルールを混乱させる為を厳しく打撃する。 ・本案件の審決により、医療サービス業界の管理が更に規範化され、知名医療サービス会社に対する識別力及な
最高人民法院知的財産案件年度報告 (2019) No.17	実用新案	再审申请人佛山市云米电器科技有限公司与被申请 人佛山市顺德区美的洗涤电器制造有限公司、原审 被告深圳市康志科技有限公司、原审被告浙江天猫 网络有限公司侵害实用新型专利权纠纷案 (2019)最高法知民申1号	森・濱田松本法律事務所	先行技術の抗弁に関する証拠は、いずれも専利出願日より早いことに鑑み、すでに発効している判決の効力を維持 るためにも、訴訟手続を規範化するためにも、当事者は一審判決が下された後上訴を提起せずに、再審手続の中で めて新たな証拠を理由として先行技術の抗弁を主張する場合、法院はこれを受理・審査しない。 典型の意義: ・再審手続で提出された先行技術の抗弁に関する新たな証拠の処理を明確化
最高人民法院知的財産案件年度報告 (2019)No.10	実用新案	上诉人宝蔻(厦门)卫浴有限公司与被上诉人馆陶 县侧龙水暖安装维修门市侵害实用新型专利权纠纷 案 (2019)最高法知民終118号	三菱化学(中国)管理有限公司	上訴人である宝 蔻 (厦内) 衛浴有限公司から提出された実用新案の証拠が、合法的なソースを持っているとは確認 きなかった。その為、判決として控訴棄却され一審の判決が維持された。
(2019) No.35 2019年度50の典型的知的財産案件No.08	商標	三人新乡市名趣饮品有限公司商标权权属纠纷案 (2019) 最高法民申3915号 成都马路边曼饮管理有限公司与延吉市马路边边麻 吉林省延边朝鲜族自治州中级人民法院 (2019) 吉 24知民初4号民事判决书	尼康映像儀器(中国)有限公司	体的な状況によって商標権の帰属を確定しなければならない。 (略)
(2019) No.21 最高人民法院知的財産案件年度報告	行政・発明	莉、蒋浩天、泰州 苏 中天 线 集团有限公司 发明专 利 权无效行政 纠纷 案 (2019) 最高法行再268号 再 审申请 人郭海亮、李新鹏与被申 请 人周玉祥、第	豊田汽車(中国)投資有限公司 電装(中国)投資有限公司	・引例中に技術欠陥が記載されていたとしても、該技術欠陥と区別技術特徴が実際に解決する課題および技術行とが関連があるのか否かは、更に検討が必要。 商標権の帰属をめぐる論争においては、商標権の帰属を確認する過程において当事者の意思自治を尊重し、案件の
2019年度50の典型的知的財産案件No.49 最高人民法院知的財産案件年度報告	商標	许振纬等假冒注册商标罪、王彬销售假冒注册商标 的商品罪案 再审中请人重庆力帆汽车销售有限公司与被申请人 国家知识产权局、一审第三人曹桂兰、胡美玲、蒋	三菱重工業(中国)有限公司	・不法経営金額の認定 ・有期懲役と罰金の認定 ・引例中に「反対の教示(阻害要因)」が存在するか否かの判断を下す際には、本技術領域の当業者の知識水準と 知能力を基に(明細書の記載だけでなく)、前記引例の全体から分析するべき。
2019年度10大知的財産案件No.06	意匠、著作権、商標	深圳市腾讯计算机系统有限公司与谭发文因恶意提广东省高级人民法院(2019)粤民终407号民事判决起知识产权诉讼损害责任纠纷案	東芝(中国)有限公司	(略) ・共同犯罪において、主犯と従犯の認定
最高人民法院知的財産案件年度報告 (2019) No.02	発明	司侵害发明专利权纠纷案 书 再审申请入泉州市久容卫浴发展有限公司、南安市 仑苍久容水暖配件经销店与被申请人黄振波侵害发 明专利权纠纷案 (2018)最高法民申5730号民事裁定书	花王(中国)研究开发中心有限公司	あり、同一とは言えない。 特許侵害紛争において、権利解釈は、内部証拠を優先する原則に従う。 ・特許審査書類を用いてクレームを解釈することができる。 ・最高人民法院は、請求項に記載の用語は、審査段階と侵害紛争段階においても、同じ定義を有するべきと語る。 い、侵害紛争において、特許審査書類は、クレーム解釈に重要である。
2019年度50の典型的知的財産案件No.02		株式会社 岛 野与广 东顺 德顺泰智能运 动 器材有限公 最高人民法院(2019)最高法民申5466号民事裁定	日本技術貿易株式会社	具体的実施形態を直接かつ明確に確定できない場合は機能的特徴と判断される。 機能的特徴と判断されたクレームの技術特徴は明細書・図面の記載に基づいて内容(機能・効果、具体的な実施式)を確定する。 機能的特徴によって記載された機能は、2つ以上の側面を含む場合、被疑技術的解決手段における対応する機能れらのうちの1つしか実現せず、機能的特徴の全ての機能を達成できない場合には、両者の機能には実質的な差
2019年度50の典型的知的財産案件No.29 自社事例	商業秘密行政摘発	华阳新兴科技(天津)集团有限公司与麦达可尔 (天津)科技有限公司、王成刚、张红星、刘芳侵 害商业秘密纠纷紊 书	起化成(中国)投資有限公司 威可楷(中国)投資有限公司	要件は法律及び司法解釈に基づいて判断しなければならない。 営業秘密における顧客名簿とは、公知情報と違って、顧客の名称、住所、連絡先及び取引習慣、意向、内容など よって構成された顧客の特別な情報であるか否かで判断される(司法解釈)。 (略) 機能または効果を通じて限定を行う技術的特徴であって、一般的な技術者がクレームのみからこの機能または効果
1019年度50の典型的知的財産案件No.01	実用新案	深圳来电科技有限公司与深圳街电科技有限公司、安克创新科技股份有限公司侵害实用新型专利 最高人民法院(2019)最高法民再348号民事判决 权纠纷案	理光(中国)投資有限公司	式)を確定する。その上でクレームの技術特徴を区分する際には、独立した1つの機能を実現する技術ユニットをの技術的特徴とするべき。製品との対比においても製品に含まれる構成毎に主要な機能を判断し、機能的記載とされた技術特徴と同様の機能を持った構成が存在するかどうかを判断する必要がある。 当院は、秘密保持措置等を講じたとしても、反不正競争法で保護される営業秘密に該当するか否かについては、
019年度10大知的財産案件No.01	発明	瓦莱奥清洗系统公司与厦门卢卡斯汽车配件有限公司、厦门富可汽车配件有限公司、厦门富可汽车配件有限公司、陈少强侵害发明 专利权纠纷案	豊田紡織(中国)有限公司	・2019 年 1 月 1 日 に 最高院知的財産法廷が設立されてから、公聴会にて審判される最初の案件であること。 ・2017 年に改正された 《 民事訴訟法 》 の中に「先行判決」が規定されるが、上海知的財産法院がこの案件に対 て「先行判決」をする前 に、実際 に「先行判決」が発生したことがないので、 最初の「先行判決」 案件であ と。 機能的特徴と判断されたクレームの技術特徴は明細書・図面の記載に基づいて内容(機能・効果、具体的な実施
019年度10大知的財産案件No.05	商標	平衡身体公司与永康一恋运动器材有限公司侵害商 标权纠纷案 53351号民事判决书	富士電機(株)北京事務所	・賠償額の確定は、被告の侵害により得た利益に基づく確定方法を採用、侵害製品の販売量×侵害製品の利益率 出した。 ・被告が重複権利侵害行為あり、賠償制度に適用、原告の請求を全額支持する判決である。